

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,208

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	863.2	71.7			
2日	864.9	71.6			
3日	862.9	71.7			
4日	859.8	71.7			
5日	862.9	73.7			
6日	858.3	75.8			
7日	868.2	76.3			
8日	864.6	76.6			
9日	866.1	77.6			
10日	861.5	78.2			
11日	866.4	77.9			
12日	865.4	78.0			
13日	863.8	76.7			
14日	869.2	77.9			
15日	865.8	77.7			
16日	863.6	77.7			
17日	869.1	78.2			
18日	867.5	78.0			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止→運転				
24日	868.9	77.3			
25日	863.6	76.4			
26日	861.7	77.2			
27日	859.8	77.2			
28日	運転→停止				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年11月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,351

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	865.4	77.4			
2日	869.1	77.6			
3日	867.1	77.8			
4日	855.2	77.5			
5日	862.6	78.6			
6日	864.8	78.3			
7日	858.8	78.4			
8日	861.8	78.5			
9日	860.7	78.8			
10日	864.6	80.2			
11日	864.1	80.2			
12日	864.3	79.8			
13日	863.5	79.7			
14日	866.4	80.2			
15日	運転→停止				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	872.2	82.6			
21日	864.9	82.7			
22日	863.3	79.1			
23日	863.3	77.5			
24日	868.8	75.4			
25日	869.2	71.8			
26日	868.7	71.3			
27日	862.1	71.4			
28日	863.2	71.6			
29日	862.9	71.6			
30日	859.9	71.6			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年10月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	716

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	864.7	73.7			
2日	861.8	73.7			
3日	868.8	74.5			
4日	863.9	75.6			
5日	860.1	74.1			
6日	866.8	73.8			
7日	863.2	73.7			
8日	873.2	76.5			
9日	運転→停止				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止→運転				
27日	867.0	74.0			
28日	862.8	75.0			
29日	865.4	75.6			
30日	862.3	77.1			
31日	861.8	77.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年9月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,406

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	864.5	79.1			
2日	872.1	79.6			
3日	868.8	83.0			
4日	860.2	83.7			
5日	856.1	83.7			
6日	運転→停止				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止→運転				
10日	870.9	72.6			
11日	869.5	71.4			
12日	871.6	71.7			
13日	871.2	71.7			
14日	870.1	72.2			
15日	864.3	72.9			
16日	867.5	73.5			
17日	870.0	74.0			
18日	867.4	74.1			
19日	868.0	73.5			
20日	868.1	73.1			
21日	865.9	74.1			
22日	870.8	74.2			
23日	867.0	73.8			
24日	864.8	73.5			
25日	865.7	73.9			
26日	863.0	73.8			
27日	867.9	74.6			
28日	864.2	74.1			
29日	862.1	74.1			
30日	867.9	73.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年8月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,271

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	867.9	81.1			
2日		運転→停止			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	870.7	79.1			
8日	869.5	77.9			
9日	867.5	78.2			
10日	868.0	79.2			
11日	862.7	78.7			
12日	862.7	78.6			
13日		運転→停止			
14日		停止中			
15日		停止→運転			
16日	868.0	75.7			
17日	868.5	78.1			
18日	866.1	80.0			
19日	865.9	79.4			
20日	869.2	79.5			
21日	865.7	79.5			
22日	872.2	79.2			
23日	864.7	78.9			
24日	865.4	78.8			
25日	868.7	78.9			
26日	867.6	78.9			
27日	866.6	78.5			
28日	869.9	79.3			
29日	869.3	79.4			
30日	867.9	79.5			
31日	866.3	79.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年7月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,432

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	871.1	78.2			
2日	869.4	78.3			
3日	871.3	79.5			
4日	865.6	79.3			
5日	869.9	81.2			
6日	868.8	82.5			
7日	863.2	82.3			
8日	872.2	82.6			
9日	863.2	82.0			
10日	861.2	82.1			
11日	863.5	79.0			
12日	861.0	77.7			
13日	857.5	77.2			
14日	857.8	76.4			
15日	859.8	77.1			
16日	869.0	77.6			
17日	871.4	76.0			
18日	873.9	75.4			
19日	864.2	76.8			
20日	873.9	77.1			
21日	865.0	76.6			
22日	868.8	76.7			
23日	867.4	76.2			
24日	866.4	76.2			
25日	866.3	77.1			
26日	866.6	78.1			
27日	866.5	79.0			
28日	865.1	77.9			
29日	868.6	79.9			
30日	866.1	82.2			
31日	862.3	82.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年6月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	525

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	平均値	平均値	----- <sup>備考2)</sup>		
1日	860.5	78.2			
2日	865.0	78.0			
3日	867.4	76.8			
4日	871.1	74.0			
5日	運転→停止				
6日	停止中				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止中				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止→運転				
14日	867.9	78.9			
15日	863.8	78.6			
16日	868.0	76.6			
17日	871.2	76.1			
18日	870.3	77.0			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,223

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- <sup>備考2)</sup>		
1日		運転→停止			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	867.8	77.3			
8日	863.5	76.6			
9日	864.1	76.5			
10日	859.2	76.2			
11日	868.3	76.6			
12日	866.6	77.3			
13日	866.7	79.5			
14日	872.0	79.9			
15日	867.0	81.0			
16日		運転→停止			
17日		停止中			
18日		停止→運転			
19日	871.6	78.5			
20日	863.5	77.9			
21日	863.4	77.5			
22日	861.2	78.5			
23日	867.7	79.1			
24日	860.5	78.2			
25日	864.1	78.7			
26日	873.8	78.7			
27日	870.6	78.6			
28日	873.5	78.4			
29日	859.4	77.5			
30日	859.6	76.5			
31日	855.4	77.2			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,238

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止→運転			
4日	866.9	75.4			
5日	866.8	75.3			
6日	864.1	75.5			
7日	861.9	74.9			
8日	862.6	75.6			
9日	864.7	75.3			
10日	864.4	75.2			
11日	865.4	74.5			
12日	864.6	76.2			
13日	860.6	76.7			
14日	863.8	76.5			
15日	865.1	76.9			
16日	865.1	78.9			
17日	868.7	78.9			
18日		運転→停止			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止→運転			
22日	870.7	76.1			
23日	864.1	75.8			
24日	863.3	76.0			
25日	865.5	76.4			
26日	868.2	77.0			
27日	862.9	80.8			
28日	864.2	79.4			
29日	865.8	75.4			
30日	866.1	75.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。